

近代の統治技法としてのライシテ — フランスの国家と政治文化

La laïcité comme art gouvernemental moderne :
La culture politique et l'État en France

稲 永 祐 介*

Yusuke INENAGA

キーワード：①二つのフランス ②法の支配 ③行政権力 ④国務院
⑤宗教的標章

論文要旨

本稿は、いまのフランスのライシテを長期的な歴史的な文脈のなかに位置づける。18世紀末から形成されるライシテ原則を理解するには、政治的なものについての態度、感じ方、考え方、評価の仕方を総合する規範体系の観点から広く捉えることが有用だろう。こうした本稿の政治文化のアプローチは、国家が社会全般に果たす働きに着目する。第1章は、よく知られる「二つのフランス」の考察からはじめる。そしてフランス革命初期にプロテスタントやユダヤ教徒が非宗教的な制度を通じて市民となる過程を、身分の脱宗教化として論じる。第2章は、まず公認宗教システムから政教分離へといたる歴史的推移から宗教的自由と非宗教的国家の原則を析出する。次にこのライシテ原則を、国務院の1984年のスカーフ問題への答申と、2016年の公共の場での馬槽設置をめぐる二つの判決において論じ直し、いかなる文化コードも特別視しない近代の統治技法として定義する。

* 大阪市立大学都市文化研究センター非常勤研究員

はじめに

わが国では、ライシテという言葉は、専門家を別にして一般になじみが薄い。ライシテは、フランスから持ち込まれた音訳の名詞であるが、宗教と区別される「世俗性」、「非宗教性」や「脱宗教性」、あるいは「政教分離」とも訳される。ここでライシテが提起する問題をあえて単純化すれば、フランス市民は、自らが尊ぶ精神の在り方を私的なものとして区別しつつ、公共の秩序のなかでどのように市民として振る舞うべきかという規範の問題であるといえよう。フランスでライシテが諸宗教と国家の問題として論じられ続けるのは、フランス革命以来、一人ひとりの市民が社会とどのようにかわるべきかという、シティズンシップの性格が政治に固有な規範の問題として切実に問われてきたからである[Inenaga 2015]。

しかし、フランスの大多数の市民は、自分たちがライシテの原則に結びついているというけれども、それぞれの心の内奥では、ライシテとの関係がはっきりしないといわれる[Picq 2014 : 31]。近年においては、国民戦線がライシテの意味内容を奪い取って独占し、イスラームへの偏見や嫌悪感と結びつけ、政治を移民排斥へと方向づけることが重大な問題であるが、ライシテをめぐる複数の主張が混とんとし、何が問題なのかわからなくなることも問題である[Baubérot 2015]。我われがフランスのライシテから、何をどのように読み取ってゆけばよいかについて考えるとき、まず論者がどのようなライシテ理解から政治と宗教の関係を主張しているのか、このことが問われなければならない。

このような問題設定において本稿は、近年のフランスのライシテを、長期的な歴史的な脈に位置づけて考察する。我われは、いまを知るための単なる手段として歴史を扱うつもりはないが、本稿の歴史分析に今日的な意義があるとすれば、それは、我われが先に進むために社会編成の根本的な問題をもう一度、フランスの脱宗教化を通じて統一的に把握しなおすこと

であろう。

本稿は、政治文化のアプローチから、18世紀末から少しずつ形成されるライシテの原則を考察する。ここで、あらかじめ本稿が用いる政治文化の概念を明らかにしておきたい。わが国のフランス社会史において政治文化は、人間集団における秩序形成と解体をめぐる、人が他者に対して、また他者と共に行う営みを行うにあたって、ある一定の集団に共有される意味システム[工藤 2015 : 2]と定義され、社会的結合関係を理解するための分析概念として捉えられる。本稿が用いる政治文化のアプローチは、こうした社会史の影響を受けているが、しかし本稿は、アナル学派に代表される社会史とは違って、国家の問題を戦争や外交政策に限定するのではなく、国家が公教育や医療福祉などの社会全般に果たす働きに着目し、政治文化を、政治的なものについての態度、感じ方、考え方、評価の仕方を総合する規範体系として広く捉えたい。フランス政治社会学において政治文化の重要なメルクマールとみなされるのが、非宗教的な国家の構築である[Badie et Birnbaum [1979] 2015, Déloye [1997] 2012]。本稿は、このパースペクティブを継承し、国家の変容に注目する。

第1章は、よく知られる「二つのフランス」の考察からはじめる。そしてフランス革命初期にプロテスタントやユダヤ教徒が非宗教的な制度を通じて市民となる過程を、わが国の戸籍に類似する身分の脱宗教化から検討する。第2章では、まずライシテの原則が人間によって人間のために創造された規範であることを確認するために、1801年の公認宗教システムから1905年の「諸教会と国家の分離の法」にいたる歴史的推移を概観する。次に、国務院の1984年のスカーフ問題についての答申と、2016年の公共の場における馬槽の設置をめぐる二つの判決を考察する。本稿のおわりでは、紛争のなかで創造されたライシテの原則を、いかなる文化コードも特別視することのない統治技法として総括し、むすびにかえる。

I. 紛争のなかの脱宗教化

1793年憲法の第1条は、フランス国を「単一にして不可分な」共和国と定義した。その後、いくつもの体制を転換した後、現行の1958年憲法の第1条は、この定義に「非宗教的で、民主的かつ社会的な」という三つの形容詞を加え、「フランスはすべての市民に出自や人種および宗教の区別なく、法の下での平等を保障する。フランスはすべての信仰を尊重する。その組織は地方分権化される」と追記した。ジャン・ボペロは、この条文にある「民主的かつ社会的な」という文言が非宗教性を修飾する意義を重視し、三つの形容詞が共にあることがフランス共和国の本質的な特徴であると論じる[Baubérot 2015 :14]。本章は、こうした長期的視座からフランスの脱宗教化に関心を向け、国家が宗教的多様性を制度的に整備する際に抱える困難を扱う。

「二つのフランス」——カトリック教会派と共和派

革命期の共和派は、国家財政の危機や隣国との債務問題を解決するためにカトリック教会の財産を国有化したが、だからと言って、反宗教であったわけではなかった。彼らは、民衆道徳の源泉として宗教を擁護し、法が定める公共の秩序が乱されない限り、いかなる宗教的な意見も公平に承認するという市民的な寛容の観点から、17世紀以来の「一つの信仰、一つの法、一人の国王」を標榜するカトリック教会派[Rémond [1998] 2001 : 44-46]と対立した。この対立は、文字通り国を二分する「二つのフランス」の争いとなる[Poulat 1987]。カトリック教会派は、フランス国がカトリック「教会の長女」であると主張し、王権神授説によって君主政を正統化するのに対して、共和派は、1789年の「人間と市民の諸権利に関する宣言」の側に立ち、儀礼や習俗を通じて民衆の生活リズムに深く浸透したカトリック教会の心理的な桎梏から個々人を「解放」することで、一人ひと

りの良心の自由が保障される民主的な社会をめざした。共和派と教会派の争いは、たいへん複雑であるので、不可逆的な一本の線に決しておさまらないが、こうした図式的な枠組みはその後、1894年のドレフュス事件に引き継がれ、カトリック教会派、とりわけ教権主義との闘いを急進化させる[Birnbaum 1992 : 162-166]。

「二つのフランス」の争いが全面的に現れはじめるのは、1790年の「聖職者民事基本法」の成立からであった。この法律は、国家主権にもとづいて、1516年のボローニュのコンコルダを一方的に破棄し、カトリック教会を解体することなく国定宗教として国家行政に組み込んだ¹。この基本法には二つのねらいがあった。一つは、フランス教会を再生し、信仰の「純粋さ」を取り戻すために原点に帰ることでフランス国民を統一することであり、もう一つは、法の支配のもとに、議会と行政権を改革することでフランス王国を再建することであった[Jaume 2016 : 53-55]。同基本法は、「フランスの再生」をめざしたが、他方で、宣誓を拒否する司祭と立憲派の司祭との対立が、信者や民衆を巻き込む血みどろの争いを引き起こした。

同基本法は、教区を財政的な観点から県単位で合理化し、フランス教会の職務をローマ教皇の権威と指導によるコントロールから離脱させることで、フランス王国の第一身分である司祭の地位を、国家予算から俸給が支払われる公務員の地位に変えた。彼らは、他の公務員と同様に「国民と法律と国王」に忠誠を誓い、全力で憲法を護持すると宣誓することが義務づけられる。実際に宣誓した司祭は、135名のうち7名であったが、彼らは、この公民宣誓により村の政治における精神的権威を失い、そのうえ、非カトリックも含む、一定の租税を納めた有産者（能動市民）の投票によって選ばれるようになる[Portier 2016 : 37]。この基本法の成立によって、原理上、聖職者の存在理由は、もはやカトリック教徒が信じる神の聖性ではなく、

¹ 「聖職者民事基本法」については、[河野編, 1989 : 232-242]と[谷川 [1997] 2015 : 28-58]を参照。

フランス市民の世俗的な意志に由来することとなる。

「聖職者民事基本法」が施行された翌年、立憲王政の国家は、フランス最初の成文憲法である1791年憲法において、プロテスタントやユダヤ教徒に職業選択の自由と礼拝の自由を保障した。このタイプの国家は、ガリカニズムを思想的基盤として教皇も含む全司祭の平等を理想とする民主的な教会をめざす一方、非カトリックを劣位に置いた [松瀧 2010 : 97-98]。1789年の人権宣言は、「何人もその意見について、たとえそれが宗教上の意見であっても、それを表明することが法律の定める公共の秩序を乱すものでない限り、脅かされることがあってはならない」と規定する第10条に信教の平等を掲げたが、宗教差別が常態であったフランスでは、カトリックと非カトリックのあいだで、ユグノー戦争（1562-1598）やサン・バルテルミーの虐殺（1572）に代表される迫害 [木崎 1997] の記憶が報復への不安や相互不信を深刻にさせる。

最初の反革命運動は、反ユダヤ＝プロテスタントを含み込む宗教対立としてあらわれた [Cabanel 2004 : 73-82]。偏狭なカトリックにとって、異端や異教徒は、フランスを裏切りかねない「よそ者」であり、一部のカトリックにとっては自分たちから引き離すべき憎しみの対象であった。「聖職者民事基本法」が制定された年の1790年にニームでは、プロテスタントが重要な役職に選出されたことから、彼らを排除しようとするカトリック教徒の騒乱が発生し、多くはカトリックの側であったが、死者300名以上を数えた。同年のモントバンでも、プロテスタントに対する襲撃により死者が5名、そのうち4名がプロテスタントであった。その他の地方でも革命派のプロテスタント系ブルジョワジーに敵対する暴動が度重なり、軍隊の派遣により沈静化する事態となる [Baubérot et Carbonnier-Burkard 2016 : 270]。

身分登録の移譲 ——カトリック教会から市役所へ

先に触れたように、フランスには、カトリック「教会の長女」と言わ

れる習俗の歴史がある。宗教戦争の内乱の後、17世紀から18世紀にかけてのフランスの人びとは、「すべてがカトリック」とみなされ、出生や婚姻、死亡といった人生の節目のたびにカトリック教会の小教区簿冊に記録管理された。この小教区簿冊は、教区の信者の年齢や先祖、婚姻などからなる戸籍に当たる身分と共に、常にではないが、居住地や職業が記載されたことから、アンシャン・レジーム期のカトリック教会は、地方行政システムの末端を担った。しかし、その頃のプロテスタントやユダヤ教徒は身分登録の対象ではない。都市で共に暮らしても、ユダヤ教徒は、彼らの習俗への偏見から狂信者として非難される隷属状態にあり[Birnbaum 2017 : 26-27]、プロテスタントは、1685年の「フォンテーヌブローの勅令」以来、亡命か、あるいは強制的に「新しいカトリック」となることで、彼ら本来の身分をはく奪されていた[Baubérot et Carbonnier-Burkard 2016 : 155, 161-162]。したがって彼らは、法的に存在が認められていないため、彼らの子どもたちは非嫡出子とみなされ、相続権も認められなかった。

しかし、王権が廃止された翌年の1792年の立法議会において、共和政国家が「身分登録と婚姻を定める政令」を制定して以来、すべての市民の身分の記録や管理は、教会から市町村の役所に移された。それと同時に、法の支配のもとに民事婚も定められる。フランスのプロテスタントは、すでに1787年の「カトリックの宗教を信仰しない人びとに関する勅令」によって市民権と民事婚が認められたが、1792年の政令は、ユダヤ教徒を含むすべての市民を等しく身分登録の対象とし、地方自治体の役所を、法的手続きを独占する機関に定めた。この身分登録の移譲についてジェラルール・ノワリエルは、その目的はシティズンシップの実践のためであり、おそらく身分の脱宗教化が本来の目的ではないと論じる[Noiriel 2001 : 233-237]。彼にとってこの政令は、あくまで1791年憲法の第7条が定める「立法権は、すべての居住者を区別することなく、出生、婚姻や死亡が確認される形式を定める。さらに立法権は、その文書を受理し、かつ保存す公務員を指定

する」という行政の形式を定めたものとみなされる。

だが、「身分登録と婚姻を定める政令」の執行は、これまでカトリック勢力が宗教的マイノリティを「二流の人間集団」として差別し迫害した事実[Rémond [1998] 2001 : 47, 49-52]を過小評価し、身分登録の合理化がフランス人の自発的な政治参加を導いたと理解できるほど、単純な歴史事象ではないだろう。シティズンシップの実践を論じるには、投票行動の整備とその脱宗教化[Ihl 2000 : 62-66]を軽視するわけにいかないが、我われの当面の課題である宗教的多様性の制度化に焦点を当てて考察すべきことは、役所への身分登録の移譲において、行政の記録行為それ自体の本質を決定的に変化させた、政治に固有な規範のはたらきである。我われは、この身分登録の移譲から、宗教的な帰属性に一切関わらない身分の記録と管理を、宗教の領域と政治の領域が分化する認識的な端緒として見いだすことができる。すなわち、君主政のように、人びとの精神がカトリック教会を通じて一体となることで共に生きられるという宗教規範は、たとえ教会を民主化したとしても、それぞれが異なる仕方で違った神を信じ、あるいはさまざまな善を追求する多様な人間が集まる社会にはそぐわない。本稿の政治文化のアプローチから見れば、「身分登録と婚姻を定める政令」は、自らの良心の自由を保障するために、特定の文化コードを特別視しない共通の基準を創り、一人ひとりが国家の法にしたがう社会編成への旋回点と捉えることができよう。

II. 非宗教的な行政権力

革命期のカトリシズムは、恐怖政治期の非キリスト教運動を例外として、国家に結びつく唯一の「公共の礼拝」とみなされた。ナポレオン期の公認宗教システムでもカトリシズムは、「フランス市民の大多数が信仰する宗教」と定義されるが、もはやフランスの「支配的な宗教」ではない。ナポレオン期の国家は、1801年に教皇とのあいだで交わされた政教協約（コン

コルダ) によって、カトリック教会の司祭を任命し、教会を礼拝の制度として実質的に優遇し続けたが、同時に、プロテスタントの二宗派、そして少し遅れて1808年にユダヤ教を公認²し、限定的に宗教の多数性を認めた[松蔭2010]。このタイプの国家は、公認宗教に一定の範囲で関与することで、信仰をめぐる争いあう無秩序を避け、公共の秩序の保全を試みた。しかし、よく知られるように第三共和政期にこの公認宗教システムは解体される。1905年に施行される「諸教会と国家の分離に関する法」、いわゆる政教分離法が制定されたことで脱宗教化は大きく前進した[Mayeur [1966] 2005]。そこで本章は、1905年以來のライシテの原則が、いまのフランスとどのように結びついているのか、あるいはどのように断絶しているのかについて考察する。

宗教的自由の保障と、諸宗教と国家の分離

ここまで論じたように、教会の法は、フランスの暮らしと密接なかかわりを持ってきた。そのうえ、公認宗教のなかで圧倒的に有力であったカトリック勢力は、19世紀のあいだ存続する公認宗教システムのもとで、とりわけ教育や福祉に関与し、政治にも介入することで市民の暮らし全般に君臨し続けた。たとえば、医療制度に関していえば、1803年法が医療の不法行為を定めたことにより、医師免許が医療行為に義務づけられたが、それでも1809年の政令は、修道会が従来と同じく治療院を運営することを法的に認めた³。

² ユダヤ教の指導者は、カトリックやプロテスタントとは違って、七月王政期の1831年に国家予算から俸給が支払われるようになる[Boudon 2002 : 197]。他方、この公認宗教システムでは、後の政教分離法のものとは違って、非公認の信仰者、不可知論者や無信仰者、および無神論者を含む、自由な倫理観を持つ者は、社会的にも法的にも排除され周縁に追いやられることを付記する。

³ 医療制度の脱宗教化は、第三共和政期の公教育制度とは異なり、国家的事業ではなく、地方自治体に任され、その進展が遅れた[Lalouette 2006]。1902年の「公共の健康の保護に関する法律」の公布や予防接種の推進は、医療を、もはや慈愛では

しかし、カトリシズムが果たした医療福祉の役割が慈愛に委ねられたまま、実際の市民の暮らしに残り続けた事実を強調して、カトリシズムとフランス社会を安易に結びつけてしまえば、非宗教的な制度は、カトリックの文化コードの例外的で周縁的な装置として位置づけられてしまうおそれがある。確かにナポレオン期の国家は、「聖職者民事基本法」が引き起こした血みどろの争いをいったん調停しながら、同時に立憲王政下の行政の一部を引き継ぎ、教会を礼拝の制度として国民統一に利用した。しかし他方で、先述の非宗教的な身分登録や民事婚のように、神の御業を排し、法の支配のもとに人間の意志や努力による制度を創り出したことは無視すべきでない。たとえば、統領政府期の国家は、1792年に立憲王政国家のもとに制定された「離婚の原因、様式、結果を定める政令」を修正し、1804年に制定される民法典において教会法が禁止する離婚を定めた[河野編, 1989: 355-362]。この離婚の制度化は、プロテスタントの宗教規範に沿った制度ではなく、すべての市民が特定の文化コードに拘束されずに、法定事由と協議にもとづいて、自らの意志で人生を選択する良心の自由のための非宗教的な制度の一つとして捉えるべきであろう⁴。多元主義の観点から見れば、このナポレオン期の国家は、医療福祉を修道会に認めたけれども、無神論の立場から諸宗教に社会的な役割を割り当てたのであって、必ずしもカトリシズムだけにその役割を特別に認めたわけではないことがわかる[Mayeur 1997]。

このようにフランスの脱宗教化を、非宗教的で、民主的かつ社会的な制度化として捉える場合、1905年の政教分離法を制定させるに至った、第三共和政期の共和派の社会構想に目を向ける必要がある。彼らの構想は、公

なく、科学的な知見にもとづく国家の義務の対象にする[北垣 2013: 102-103]。諸個人の国家管理についての批判的分析は別稿に譲る。

⁴ しかし離婚制度は、ルイ・ド・ボナルドなどの伝統的なカトリック勢力により復古王政期の1816年に廃止され、第三共和政期の1886年に改めて法制化される。

認宗教システムを廃止することで、カトリック教会と国家との協働関係を切断し、あらゆる宗教に関与しない政治に固有な規範の確立をめざした。彼らは、フランス革命の理念を引き継ぎ、革命以来の「二つのフランス」の争いを次の二条にもとづいて制度的に収拾させる。

第1条：共和国は、良心の自由を確固たるものとする。そして、公共の秩序のために以下に定める制限だけに服する自由な礼拝の実践を保障する。

第2条：共和国は、いかなる礼拝に対しても、公認せず、給与を支払わず、補助金を交付しない（…以下省略）。

この二つの条文は、フランス市民の宗教的自由と、諸宗教と国家の分離を共和国の一般原則として明記する⁵。共和政国家は、この法律にしたがって、1802年のコンコルダを一方的に破棄し、個別的な宗教規範にもとづいて市民に救済を約束するのでも、公認された諸宗教と連携するのでもなく、法の支配のもとに、すべての市民に非宗教的で公平な行政サービスを提供することが義務づけられる。いわば政教分離法は、フランス革命の理想にもとづいて、いかなる信仰も国家によって強制されたり禁止されたりしない、宗教的な自由を実現するために、あらゆる宗教と国家との結びつきを断ち切るプログラムであった。

宗教的標章 —— イスラームのスカーフとキリスト教の馬槽

しかし我われは、一世紀以上も前のライシテの原則によって、いまのフランスが抱える社会事象を統一的に捉えることができるのだろうか。ここ

⁵ カトリック教会と国家は、完全に分離しているわけではない。アルザス・モゼールの諸県やフランス領ギアナのような一部のフランスの領土のカトリック教会は、国家宗教のままである。また、宗教施設は、政教分離法の施行以後、国庫の対象となるが、聖職者が無償で利用できるため、宗教施設への公的補助金についてあいまいさが残る。憲法と政教分離法に関する学説の対立については、[小泉2005：134-138]を参照。

からは、公共の秩序における宗教的標章を、ライシテ原則との合法性の問題として考察する。はじめに国務院の行政機能を整理し、次に事例として、1989年の公立学校のスカーフ問題への答申と、2016年の市役所の馬槽の設置についての判例を扱い、複合的なフランスの脱宗教化のいまを考察する。

国務院は、1799年の統領政府期に構築された執行権の一部を担う機関であり、ライシテ原則に代表される憲法規定と行政サービスの合法性を判断する [Pacteau 2003 : 13-15, 22-23]。その役割は大きく二つに分かれる。一つは、行政系統の最高裁判所の役割であり、国務院は、国またはその他の公共団体に関する係争の大部分の行政訴訟を審議する⁶。もう一つが、行政権の内部に位置する政府の諮問機関としての役割である。この後者において国務院は、1958年憲法の第38条および第39条に則り、政府から付託を受けた問題や政府提出法案に対する答申を提出するが、その勧告は、次に見るスカーフ問題の答申のように、政府見解を拘束するものではない。

1989年に国務院は、ライシテの原則と公立学校内でのイスラームのスカーフの着用についての答申を発表した。まず、スカーフ問題の推移を簡単に振り返りたい⁷。1989年10月、パリの北50キロメートルにあるクレイユという街の公立学校で、三人のムスリムの女子生徒が校内でスカーフを取ることを拒否し、放校処分となった。彼女らが着用するイスラームのスカーフは、80年代頃にはすでに日常的な現象であったが、「事件」となったのは、公立学校という公共の場の非宗教性が問題となったからであった。

⁶ 国務院は、もともとすべての行政訴訟を管轄する単一の裁判所であったが、増加する訴訟に対応するために、1953年に下級審の行政地方裁判所を置き、さらに1987年に行政控訴院を設置し、国家行政の機能を拡張した[大山 2013 : 120]。

⁷ スカーフ事件の経緯とその論争については、[林 2001, Scott 2007]を参照。クレイユ校の全校生徒は、875名であり、イスラーム系の生徒はそのうち500名であった。論争を引き起こしたスカーフの標章は、多義的であり、偏見とともに様々な主張が交錯するが、宗教に中立的であるべき公教育の場での信仰表明を意味するだけでなく、親の強制や女性の抑圧、原理主義的な宣教をも含意していた。この事件が提起するライシテによる統治とシャリーアによる統治の対照的な社会規範については、『十字架と三色旗』の文庫版へのエピローグ[谷川 [1997] 2015]を参照。

政教分離法の第28条は、次のように公共の場での宗教的標章の提示を禁止する。

「今後、公共建造物あるいは公共の敷地において、いかなる宗教的標章や象徴を掲げたり貼り付けたりすることは禁止される。しかし、礼拝施設や墓地の埋葬地、慰霊碑、そして博物館あるいは展示会は例外である」。

この条文からイスラームのスカーフを宗教的標章として検討すると、ライシテの原則が決して時代遅れとならずに、まったく異なる文脈の事件に適用されることがわかる。そしてこのスカーフ問題は、フランスの政治文化を理解するうえでも興味深い。なぜなら事件の後、イスラームへの偏見や移民の定住化に対する不安を背景とした「公教育と宗教的帰属」という社会規範をめぐる大論争が起きたからである。

当時の教育大臣リヨネル・ジョspanは、事態を收拾するために国務院に答申を求め、その勧告にしたがう国民教育省の通達によって、状況をいったん沈静化させた。しかしその後、教育現場の不満を受けて、1994年9月に当時の教育大臣フランソワ・バイルーがあからさまな宗教的表象を校内で禁止する通達を布告する。国務院は、89年の勧告に準じてこの通達を棄却したが、2004年10月に政府は、スタジ委員会の諮問を経て、「ライシテの原則を適用し、公立学校、コレッジおよびリセで宗教的帰属を示す標章あるいは衣装を着用することを枠づける法」（同年3月に制定）を施行するにいたる。この法律により、公立学校でのイスラームのスカーフ、キリスト教のロザリオ、ユダヤ教のキツパなどの着用は禁じられることとなる⁸。

⁸ 2011年にサルコジ政権は、「公共空間で顔を隠すことの禁止に関する法」いわゆる「ブルカ禁止法」を施行することで公共の場でのブルカやニカブといったムスリム女性の服装を禁じた。このテーマは、ナショナル・アイデンティティを高揚させるために道具化されたライシテ原則として考察すべき問題であり、本稿の主題から外れる。

1989年11月27日の国務院の答申は、イスラームのスカーフを着用する宗教的自由を確認すると同時に、公役務である教科の実施や出席義務に支障を与えるなど、教育現場が宗教的な勧誘や扇動、プロパガンダによって乱されることを拒否するものであった。国務院は、この答申の冒頭で、「ライシテの原則は、1789年の人権宣言の第10条がすでに認めるように、すべての信仰が尊重されることを必ず前提としており、1905年の諸教会と国家の分離の法律において、共和国が良心の自由を保障することを確認する」と表明し、校内で生徒がスカーフを身に着けることを、多元主義および他者の自由の尊重のもと、信仰を表明する権利として認めた[N° 346893⁹]。この答申により、個々の判断が現場の学校長に委ねられ、クレイユ校の生徒は学校に戻った。本稿は、ライシテの原則と多元主義の結びつきを政治哲学のテーマとして探究することはしないが、それでも本稿の考察には、スカーフ問題を、ライシテという名における市民のナショナルな画一化よりも、フランス革命以来の法体系が保障する礼拝の自由の流れのなかに位置づける方が、ライシテ原則の意味や問題点をより鮮明に提示できるという見通しがある[Tawil 2009 : 173-174]。

この見通しによれば、96年の国務院の判断は、89年の答申が示したライシテの原則をさらにはっきり示すものであった。すなわち国務院は、94年の教育大臣の通達にしたがう教育行政の措置、すなわち、「あからさまな標章」をシステムティックに放校処分とする措置を、ライシテ原則に反すると判断したが、他方で、公共の秩序を動揺させる意図や宗教的な勧誘が明らかな標章を、放校処分とする十分な根拠であると明確にしたからである[Conseil d'Etat 2004 : 339]。この96年の国務院の判断は、「開かれたライシテ」の立場からすれば、多元主義の理念に抵触するゆえに、ライシテ原則の後退、いわば、ナショナルなシティズンシップの名における排除へと

⁹ 89年の答申の全文は、[Conseil d'Etat 2004 : 424-429]を参照。本論で国務院の判決を示す場合、その番号を示す。判例は国務院のウェブサイトで見ることができる。

いたるように見えるが、しかしこうした位置づけは、我われの考察によれば、フランスのライシテ理解にとって誤った導きであり、ライシテの原則をかえってわかりにくくする。なぜなら国務院は、礼拝の自由を保障するには、なによりもまず公共の秩序の非宗教性が保全される必要があると判断しているからである。すなわち共和政国家は、公共の秩序において市民の信仰を区別せず、また、いかなる宗教も公認することなく、人間と市民の諸権利を等しく受け入れることをすべての市民に義務づけるのである。

しかし、1905年の政教分離法以来、諸宗教と国家の様相は変化している。19世紀末期の共和派は、民主化の希望を政教分離に託し、国家を厳格にカトリック教会から引き離そうとした。だが、21世紀の社会が宗教離れや規範意識の衰退に直面していることから、共和派は、もはや分離主義的な立場に固執せず、公共の場のライシテと宗教的標章との妥協を模索している。

たとえば、2016年11月9日の、公共の場における馬槽の設置についての国務院の二つの判例は、最上位の行政機関のリベラルな立場がはっきりとあらわれている。キリスト教文化圏では、12月に入ると、馬槽の模型がさまざまな施設で展示される。この模型は、農家の家畜小屋で暖かい光に包まれ、布にくるまる新生児とその傍らにいる母らしき女性、そして二人を見守る一人の男性、その周囲にある飼葉、牛やロバの人形から構成される。ほとんどの場合、この模型のモチーフにはキリストの降誕がある。この二つの国務院の判決は、公共の場に馬槽の模型を設置することを一定の条件で認めるものであった。

一つ目は、パリ行政地方裁判所の判決を破毀し、一定の条件のもとで公共の場に馬槽の設置を認めた判例である[N° 395122]。2015年10月8日に、パリ行政地方裁判所は、公務員および公共サービスの中立性の原則にしたがい、ムーラン市役所内のすべての宗教的な標章の設置を禁止した。この裁判所の判決は、政教分離の法理を厳格に適用したものであるが、ムーラン自治体がこの判決を不服として国務院に上告する。国務院は、次の四つ

の条件、1) 設置された文脈、2) 設置された特定の条件、3) 地域の習慣の有無、4) 設置場所を考慮することを義務づけたうえで、公共の場の馬槽の設置を認めた。

もう一つの判例は、ヴァンデ県議会内に設置された馬槽についての事例であり、国務院は、ムーランの判例よりもさらに踏み込んだ判断を示した[N° 395223]。2015年10月13日の判決によれば、ナント行政地方裁判所は、自由思想団体による議会内の馬槽の撤去要求に対し、この訴えを退け、馬槽の設置を認めた。その後、同団体は、裁判所が控訴を破棄したことから、国務院に上告した。国務院は、ナント行政地方裁判所の決定が適法であると判決し、この上告を棄却する。しかし国務院は、馬槽の設置が地域の習慣によるものか、あるいはその設置に文化的、芸術的、祝祭的な特徴があるかについて判断するよう、訴訟をナント行政地方裁判所に差し戻した。

この二つの国務院の判例は、市役所と地方議会に設置される馬槽の背景にある特定の文化コード、すなわちキリスト教の標章がライシテ原則に抵触するか否かが争点であった。国務院は、馬槽が公共の場に設置される意味と文脈を、地域住民の日常的な習俗の問題として捉え、現実に馬槽の習慣が受け入れられている民衆生活の実態から、その設置の合法性の解釈を当事者に要請した。一見したところ、この国務院の立場は、スカーフ問題の際に教育現場の当事者にその時々具体的な状況に応じた判断を求めた答申と類似している。しかし、馬槽の判例がスカーフへの答申と異なるのは、言うまでもなく、キリスト教とイスラーム教の違いにあるのではなく、国務院が、公共の場への馬槽の設置を、1958年憲法の第1条が定める地方分権化した行政システムにおいて地方の個別的な実情を優先し、地域の習慣に照らし合わせて柔軟に判断すべきことを地方行政裁判所に求めたことにある。国務院は、ライシテ原則の合法性判断において公共機関に課せられた公務の多元性を想起させることで、政治に固有な規範と宗教規範との妥協の余地なき対立を回避しようとしたのであった。

我われは、公共の場に設置された馬槽についての国務院の判決から、ライシテを、社会編成を調整する技法として見いだすことができる。すなわち、近代の統治技法としてのライシテは、政治的な争点となった宗教的な標章を、それぞれの地域に根差した環境の作用を考慮しつつ、個々人の意志および努力によって、礼拝、芸術、祝祭の行事といった生活の複数の次元に分け、たとえその形象の由来にキリスト教の宗教的な意味合いが含まれていたとしても、それを特別視せずに、多数ある意味作用の一つとして相対化するのである。

むすびにかえて

フランスのライシテは、カトリック教会の伝統的な宗教規範を軸心とした「二つのフランス」の調停から、フランスに移住したエスニック集団の多様な習慣やイスラームの宗教規範をも包摂する「複合的なフランス」における無秩序の回避へと大きく転回した。こうした政教分離法の制定当時といまとの歴史的な隔たりは、ライシテの問題を、フランス近代史において統一的に捉えるべき深刻な社会問題として際立たせている。

「聖職者民事基本法」の制定以来、カトリック教会の司祭は、教会の法ではなく、国家の法にしたがうようになり、フランス市民の身分登録は、教会から地方自治体の役所へと移行した。革命期からナポレオン期にかけて、政治と法体系が教会から自律しはじめるのだが、こうしたフランスのライシテは、アンシャン・レジームの地方行政システムや聖別を受けた王の権威を根本的に否定する。なぜなら法の正義と行政権力、そして神の御業が正統化する王の権威は、もはや共和政のもとでは混同されないからである。共和政国家は、法の強制力によって市民の身分を記録し管理する際に、地方の市役所に、市民の信仰や道徳心について一切関与しない行政上の新たな権限を認め、すべての市民権を平準化した。他方、実務において

も国家が公務員に非宗教的な手続きを義務づけたことで、彼らの記録行為は、自身が私的に信じるいかなる宗教とも関わりを持たなくなる。

フランスのライシテが定着したのは、1905年の政教分離法の制定であったが、実際にはこの法は、今日にいたるまで、おそらくはこれからも宗教的自由と、諸宗教と国家の分離をめぐる、信仰集団と敵対したり、妥協したりしながら適用されるだろう。その事例として本稿が取り上げたのが、国務院の1989年のスカーフ問題に対する答申と、2016年の市役所および地方議会に馬槽を設置することについての判例であった。この二つの宗教的標章は、それぞれが異なるライシテ原則の根本的な問題を我われに提起した。すなわち前者は、イスラームのスカーフという信仰表明が公共の秩序における宗教的自由の条件を問題にした一方、後者は、市役所や地方議会でのキリスト教の馬槽の設置が諸宗教と国家の分離の性格を問題にしたからであった。2004年の法律は、公立学校でのあからさまな宗教的標章を禁じたが、上記の国務院の答申と判例は、一定の条件のもとで、それぞれの公共の場での二つの宗教的標章を認めた。それは、フランスのライシテがもはや教権主義に対する闘いと同一視されなくなって以来、共和政国家が実際の社会状況に即して少しずつ諸宗教との柔軟な関わり方を模索しているからであった。

本稿の考察にしたがえば、中央から地方にいたる行政システムに貫徹するライシテの原則は、フランス革命からの途方もない集合的な力が中心に向かって交錯した結果である。それは、紛争の実際において社会的均衡をめざす技法として人間によって創造されたということができる。

主な参考文献

Badie, Bertrand・Birnbaum, Pierre, [1979] 1983, *Sociologie de l'état*, Paris : Hachette. (= 2015, 小山勉・中野裕二訳『国家の歴史社会学 再訂訳版』吉田書店.)

- Baubérot, Jean, 2015, *Les 7 laïcités françaises. Le modèle français de laïcité n'existe pas*, Paris : Édition de la Maison des sciences de l'homme, « intervention ».
- Baubérot, Jean · Carbonnier-Burkard, Marianne, 2016, *Histoire des protestants. Une minorité en France (XVI^e-XXI^e siècle)*, Paris : ellipses.
- Birnbaum, Pierre, 1992, *Les fous de la République. Histoire politique des Juifs d'État de Gambetta à Vichy*, Paris : Fayard.
- , 2017, « Introduction », in « *Est-il des moyens de rendre les juifs plus utiles et plus heureux ?* ». *Le concours de l'Académie de Metz (1787)*, Paris : Seuil.
- Boudon, Jacques-Olivier, 2002, *Napoléon et les cultes*, Paris : Fayard.
- Cabanel, Patrick, 2004, *Juifs et protestants en France, les affinités électives XVI^e-XX^e siècle*, Paris : Fayard, « Bibliothèque de culture religieuse. Les dieux dans la Cité ».
- Déloye, Yves, [1997] 2007, *Sociologie historique du politique*, Paris : La Découverte. (= 2012, 中野裕二監訳, 稲永祐介・小山晶子訳『国民国家 構築と正統化——政治的なものの歴史社会学のために』吉田書店.)
- 林瑞枝, 2001, 「イスラム・スカーフ事件と非宗教性 ——問われる共和国的統合」三浦信孝編『普遍性が差異か ——共和主義の臨界, フランス』藤原書店, pp. 31-48.
- Ihl, Olivier, 2000, *Le vote*, Paris : Montchrestien, « Clefs / Politique ».
- Inenaga, Yusuke, 2015, *L'allégeance à l'État moderne. construction de la morale politique en France et au Japon*, Paris : L'Harmattan.
- Jaume, Lucien, 2015, *Le religieux et le politique dans la Révolution française. L'idée de régénération*, Paris : PUF, « Léviathan ».
- 木崎喜代治, 1997, 『信仰の運命 フランス・プロテスタントの歴史』岩波書店.
- 北垣徹, 2013, 「人間の再生 ——フランスにおける優生学の歴史」山崎喜代子編『優生政策の系譜 生命の倫理』九州大学出版会, pp. 83-128.
- 小泉洋一, 2005, 『政教分離の法 ——フランスにおけるライシテと法律・憲法・条約』法律文化社.
- 工藤光一, 2015, 『近代フランス農村世界の政治文化 噂・蜂起・祝祭』岩波書店.
- Lalouette, Jacqueline, 2006, « La laïcisation des hôpitaux : de la charité chrétienne à l'assistance laïque », in Jean Birnbaum et Frédéric Viguier (sous la dir. de), *La laïcité*,

- une question au présent*, Nantes : Cécile Default, pp. 141-159.
- 松島明男, 2010, 『礼拝の自由とナポレオン 公認宗教体制の成立』 山川出版社.
- Mayer, Jean-Marie, [1966] 2005, *La séparation des Églises et de l'État*, Paris : Atelier / Ouvrières.
- , 1997, « Laïcité et système concordataire », in *La question laïque. XIX^e-XX^e siècle*, Paris : Fayard, « L'espace du politique », pp. 13-28.
- Noiriel, Gérard, [1993] 2001, « L'identification des citoyens. Naissance de l'état civil républicain », in *État, nation et immigration. Vers une histoire du pouvoir*, Paris : Belin, pp. 233-257.
- 大山礼子, 2013, 『フランスの政治制度〔改訂版〕』 東信堂.
- Pacteau, Bernard, 2003, *Le Conseil d'État et la fondation de la justice administrative française au XIX^e siècle*, Paris : PUF, « Léviathan ».
- Picq, Jen, 2014, *La Liberté de religion dans la République. L'esprit de laïcité*, Paris : Odile Jacob.
- Portier, Philippe, 2016, *L'État et les religions en France. Une sociologie historique de la laïcité*, Rennes : Presses universitaires de Rennes, « Histoire ».
- Poulat, Emile, 1987, *Liberté, Laïcité. La guerre des deux France et le principe de la modernité*, Paris : Cerf / Cujas, « Rthique & Société ».
- Rémond, René, [1998] 2001, *Religion et Société en Europe. La sécularisation aux XIX^e et XX^e siècles 1780-2000*, Paris : Seuil, « FAIRE L'EUROPE ».
- Scott, Joan Wallach, 2007, *The politics of the veil*, Princeton : Princeton University Press. (= 2012, 李孝徳訳『ヴェールの政治学』みすず書房.)
- 谷川稔, [1997] 2015, 『十字架と三色旗 近代フランスにおける政教分離』 岩波書店.
- Tawil, Emmanuel, 2009, *Du gallicanisme administratif à la liberté religieuse. Conseil d'État et le régime des cultes depuis la loi de 1905*, Aix-en-Provence : Presses universitaires d'Aix-Marseille.

資料

- 河野健二編, 1989, 『資料フランス革命』 岩波書店.
- Conseil d'État, 2004, *Rapport public 2004. Jurisprudence et avis de 2003. Un siècle de*

laïcité, Paris : La Documentation française.

<http://www.conseil-etat.fr/Decisions-Avis-Publications/Decisions/Selection-des-decisions-faisant-l-objet-d-une-communication-particuliere/CE-9-novembre-2016-Federation-departementale-des-libres-penseurs-de-Seine-et-Marne>

<http://www.conseil-etat.fr/Decisions-Avis-Publications/Decisions/Selection-des-decisions-faisant-l-objet-d-une-communication-particuliere/CE-9-novembre-2016-Federation-de-la-libre-pensee-de-Vendee>

付記：本稿は，日本ケベック学会とベルギー研究会の共催のもとに，2017年1月21日に金城学院大学キリスト教文化研究所で開催された「社会における脱宗教（ライシテ）について考える」での報告に加筆修正したものである。なお，本研究プロジェクトへの参加をお誘いいただいた伊達聖伸先生，共同研究の統括と司会の労をお取りくださった丹羽卓先生，ならびにご意見をいただいた見原礼子先生と立花英裕先生，会場のフロアからご質問いただいた方々にお礼申し上げたい。